

# 常任委員会審査概要

議会の情報をみなさんにお伝えするため、3つの常任委員会での審査概要をご紹介します。

## 総務常任委員会

委員長 寺島 芳枝

## 経済建設常任委員会

委員長 吉田 企貴

## 厚生環境教育常任委員会

委員長 佐藤 信行

●議第98号 多治見市犯罪被害者等支援条例を制定するについて  
 職員の人事異動と相談者との信頼関係については質疑があり、「岐阜犯罪被害者支援センターに専門的スキルを持った支援員がいる。くらし人権課では相談を受けとめて、支援員につなぎ、そこを協力しながら相談支援を継続する。岐阜犯罪被害者支援センターの巡回相談が毎月2回行われるので、こちらも対応していた。また、多治見警察署との連携についても適切に調整を進めているところであり、条例制定に關しての市民向けの啓発活動を今後しっかりと行っていきまじ」との答弁がありました。

●議第102号 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて  
 「同一労働、同一賃金」について、どの程度まで改善されるのか」との質疑があり、「かねてから課題とされていた期末手当は支給できる。通勤手当については、これまで正規職員と比べて非常勤職員は下回っていたが、これも改善する。また、休暇制度も、一部の臨時職員の休暇制度がほかの嘱託職員や臨時職員と比べて少し下回るようなことがあったため、それも合わせるよう改善し、非常勤職員としてのベースはかなり改善したと思っっている」との答弁がありました。また、年収と毎月の給与についての質疑があり、「嘱託職員2%、臨時職員4%アップと説明しているが、それは、

年収ベースである。年収ベースでアップするが、毎月の金額は若干下がる」との答弁がありました。

●議第104号 多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正するについて  
 個人情報の漏えいについて質疑があり、「特定個人情報情報の漏えいについては、全庁的な職員の研修も行っており、物理的にほかの職員が勝手に見ることはできないようになっているため、情報漏えいの心配はない。情報連携によって、市民の方の利便性は非常に上がっているはずである」との答弁がありました。

## 常任委員会審査概要

### 付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第98号	多治見市犯罪被害者等支援条例を制定するについて	原案可決
議第102号	多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて	
議第103号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	
議第104号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	
議第115号	令和元年度多治見市一般会計補正予算(第2号)(所管部分)	
議第128号	町の区域の変更について	

### 付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第107号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	原案可決
議第112号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	
議第115号	令和元年度多治見市一般会計補正予算(第2号)(所管部分)	
議第116号	令和元年度多治見市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	
議第126号	指定管理者の指定について	
議第127号	指定管理者の指定について	
議第130号	東濃農業共済事務組合の解散について	
議第135号	市道路線の認定について	

### 付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第99号	多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて	原案可決
議第100号	多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて	修正可決
議第101号	多治見市タバコの害から市民を守る条例を制定するについて	原案可決
議第105号	多治見市印鑑条例の一部を改正するについて	
議第109号	多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部を改正するについて	
議第115号	令和元年度多治見市一般会計補正予算(第2号)(所管部分)	
議第117号	令和元年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
議第125号	指定管理者の指定について	

●議第115号 令和元年度多治見市一般会計補正予算(第2号)(所管部分)  
 道路橋りょう維持費のうち、監視カメラの設置について質疑があり、「今回の更新については経年劣化に伴うもので、アナログ式からデジタル式へと変更される。そのため、画質・容量ともに、大幅に性能の向上が認められる」との答弁がありました。

●議第116号 令和元年度多治見市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)  
 議第115号と同様に、監視カメラについて質疑があり、「監視カメラの管理は所管課が行っている。運用状況については、総務課が取りまとめを行い、個人情報保護審議会に設置と運用状況について報告している」との答弁がありました。

●議第133号 市道路線の廃止及び認定について

●議第134号 市道路線の廃止について

●議第135号 市道路線の認定について

●議第136号 市道路線の認定について

多治見駅南地区市街地再開発事業に伴う路線整理のための案件であることから、一括して質疑を行いました。

このうち、特に市道211914線(田代町1丁目地内)について、「市道認定によって周辺住民が不利益を被ることはないか」との質疑があり、「この拡

幅工事は、市街地再開発事業補助金ではなく、公共施設管理者負担金で対応するものであり、再開発組合で整備していただき、その負担金を再開発組合に支払うものである。その上で、整備としてはできるだけ町内の方に迷惑がかからないように道路拡幅を行うものであり、住民の方が全く不利益を被らないとは言えないかもしれないが、実際に運営する上で不利益が生ずるならば、その際にまた考えたい」との答弁がありました。

●議第101号 多治見市タバコの害から市民を守る条例を制定するについて  
 「当初の受動喫煙防止条例から条例名が変更された意図は何か」との質疑があり、「受動喫煙防止以外について条例に組み入れたところで、条例名について考える機会があり、これまで医療分野、保健センターも『タバコの害』という言葉を使用してきたことから、使いやすい啓発の言葉を掲げて進めたいと考え変更した」との答弁がありました。  
 条例文とパブリックコメントで使用した表との整合性について質疑があり、「健康増進法の内容もあわせて記載している。本条例文には原則禁煙という文言はない。今後、市民や飲食店に周知するチラシは、わかりやすいものを工夫しながら使用していきたい」との答弁がありました。

小規模飲食店が喫煙専用室を設置するための市独自の補助金等の支援の可能性について質疑があり、「喫煙室をつくる助成ではなく、禁煙を進めることに助成を考えていきたい」との答弁がありました。

条例制定後の市の方針について質疑があり、「健康調査やアンケートからの評価や分析を行い、もう少し厳しい規制が必要と判断されれば考える。条例制定を機に、より一層連携を推進し、引き続き事業所へ協力を依頼したい」との答弁がありました。

なお、本委員会において、「多治見市タバコの害から市民を守る条例」を「多治見市望まないタバコの

被害から市民を守る条例」に、名称を変更する修正の動議が提出され、全員一致で可決しました。

また、修正の動議を除いた原案についても、全員一致で可決しました。

その後、「法による国の支援基準に該当する市内の『既存特定飲食提供施設』が喫煙専用室を設置する際に、国の助成金を受けられるよう努力したうえで、多治見市としても何らかの支援対策を講じる事。」の附帯決議を求める動議が提出され、全員一致で可決しました。